

平成 25 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書
【インクルーシブ教育システム構築モデル地域（スクールクラスター）】

教育委員会名	上越市教育委員会
指定したモデル地域名	上越市

概 要

地域内の全学校・園数（平成 25 年 5 月 1 日現在）

幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
12 園	53 校	23 校	12 校	1 校	4 校	93 校・12 園

＜参考＞保育園数：63 園

【事業概要】

1. モデル地域の特色（特別支援教育に関する事項）

上越市は、これまで実施してきた就学に関する相談事業や小・中学校の教育的ニーズのある児童生徒の相談事業、通級による指導について平成 23 年度にエリアを統一した。そして各エリアに専門性の高い教員を配置するなど、学校支援体制の整備を行ってきた。

さらに、平成 24 年度からは、早期からの就学相談を充実させるために、教育委員会の指導主事が「こども発達支援センター」での業務を併任し、幼稚園、保育園及び小学校との連携を強化してきた。

また、市内の各小・中学校では、年に 2 回ほど「通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の実態把握調査」を実施し、この調査結果も参考にして、個々の教育的ニーズに応じた支援体制の整備及び人的配置を行っている。各学校においては、通常の学級、特別支援学級、通級による指導（設置校のみ）の教育の質の向上を目的とし、校内委員会やケース会議、研修会を実施しており、特別支援教育の理解が進んでいる。

2. 取組の概要

【教育委員会が行った取組や工夫】

就学支援や巡回相談において、専門性の高い教員を各エリアの相談員（就学や学校生活全般に係る相談等）に任命し、支援を必要とする学校へのサポートや、児童生徒の相談を担当するための体制づくりに取り組んだ。

中核となる教員を各エリアに配置することで、就学時から就学後への継続的な支援、校内支援体制の構築に対する助言、特別支援教育に対する教員の理解を促す研修の実施など、必要な支援を効率的かつ効果的に実施できるようにしている。

また、各エリアにおいて、授業のユニバーサルデザイン化の推進校を指定し、成果

発表や授業公開をすることにより、全ての児童生徒にとって学びやすい授業づくりにつなげていけるよう、域内での普及に努めている。

【モデル地域内における取組】

平成 25 年度は、上越市全域において、就学相談、巡回相談及び通級による指導の充実を目指した。また、授業のユニバーサルデザイン化及び合理的配慮の推進についても研究を進めた。

全てのエリアにおいて、中核となる教員が各取組の相談員も兼任していることから、学校支援や児童生徒に必要な指導・支援が迅速に提供できるように調整した。

就学相談では、各相談員が自校に入学する幼児児童生徒を担当することにより、保護者が安心して就学を迎えられるように配慮し、保護者への情報提供を十分に行うなど、相談支援体制づくりを推進した。各相談員に対しては、中核となる教員が助言や援助をし、適切に相談が進むようにバックアップするなど、支援体制づくりを強化した。

巡回相談では、中核となる教員が相談員となり、域内の小・中学校を訪問して、障害のある児童生徒等への指導上の留意点など、必要な指導・助言を行った。その際に、必要に応じて域内の教育資源や関係機関を学校や保護者にも紹介するなど、専門的なサポートが必要な場合に相談できる機関についての情報提供も心掛けている。

授業のユニバーサルデザイン化と合理的配慮推進については、推進校が授業のユニバーサルデザイン化を校内研究に位置づけ、全ての児童生徒にとって分かりやすい授業づくり、安心して学べる集団づくりの実践を深めた。また、特別な支援を必要とする児童生徒への「合理的配慮」が十分に提供できる環境整備を進めるために、専門家の助言を受けながら、エリアの中核となる教員（通級指導教室や特別支援学級）と連携して、取組を進めてきた。推進校は、授業公開や日常の取組の実践発表を定期的に行い、エリア内の小・中学校に成果と課題を発信した。

3. 成果及び課題

(1) 成果

地域の教育資源の活用を促すことにより、児童生徒に必要な指導や支援を迅速かつ継続的に行えるようになってきた。通級指導教室担当者が各エリアの中核となって情報提供したり、特別支援学校の教員が専門的な助言を行ったりと、幼・保・小・中学校間での連携及び引継ぎ、小・中学校と特別支援学校の連携強化、あるいは福祉施設などの関係機関との連携により、地域と密着した相談・支援体制が整ってきており、縦のつながりと横の広がりが仕組みとして出来上がりつつある。

(2) 課題

中核となる教員の専門性の確保や業務量の調整が課題である。対応への迅速性を考えると、学校現場や児童生徒の状況がよく分かる現場の教員が、校内や校外の相談支援を行うことで、適応への効果や効率が上がる。しかし、一部の教員に負担が偏ることは避けなければならない。

そのため、これまでは校長による校務分掌上の配慮を行ってきたが、更なる人材の育成、専門性の確保、通級指導教室の増設などは喫緊の課題であり、国や県レベルでの見直しをもった取組が必要であると考ええる。

「合理的配慮」の重要性やその効果については、特別な支援が必要な児童生徒が在籍する学校や学級担任だけでなく、全学校種の全教職員が理解を深める必要がある。域内での特別支援教育を一層推進していくためには、インクルーシブ教育システムの理念や概念のみならず、具体的な支援策についても周知することが必要であり、今後は、各学校への訪問指導、又は「合理的配慮」に関する実践例の紹介や研修機会をもつことが必要であると考ええる。

次年度以降は、こうした観点も踏まえつつ、更なる取組を推進していきたい。